主な記事
防災力向上支援案内① 2
防災力向上支援案内② 3
官民連携で夏まつり 4

Shoten-gai NEWS
商店街ニュース
第1213号
（令和７年）2025年10月5日
（毎月５日発行）
発行所 東京都商店街振興組合連合会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18
電話 03－3542－0231～5
FAX 03－3542－0236
URL http://www.toshinren.or.jp/
購読料 年間2,500円［送料込み、会費に含む］

商店街防災力向上 緊急支援事業費補助金

募集期間を11月30日まで延長

東京都 補助率10分の10 上限30万

電話相談も受付中

東京都が実施している「商店街防災力向上緊急支援事業費補助金事業」の募集期間が11月30日に延長された。

この事業は、首都直下地震等の大規模な自然災害が発生した際に備えて、都内の商店街の安全確保等、地域の防災力向上に取り組む経費を助成するもの。

補助対象者は、都内の商店街。

補助要件は、①防災訓練を1回以上実施する②災害が起きた際のルール・マニュアルを具備する――の2点。防災訓練は例えば、緊急時の連絡体制の確認や一時避難場所までの経路のチェック、消火器・AEDの使用方法の確認などでもよい。

補助率は10分の10。上限額は30万円。

補助対象経費は、①防災資機材・防災備蓄品の購入経費（防災用無線、災害救助用具、簡易トイレ、ヘルメット、非常食など）②防災訓練の案内や防災マップ等の作成・印刷に要する経費③打ち合わせに係る経費（会場費等）。

申請先は各区市町村の商店街振興課。

また、記入方法等に関する案内動画も公開している。

問い合わせは東京都産業労働局商工部地域産業振興課（☎03・5320・4787）へ。（東京都発行のチラシを2・3面に掲載）

中小企業庁 わがまち商店街表彰 応募は11月28日まで

中小企業庁が、地域経済を活性化する取り組みを行っている商店街を全国から募集する「地域にかがやく わがまち商店街表彰2026」を実施する。

応募できるのは、振興組合や事業協同組合に限らず、任意組織の商店会でもよい。まちづくり会社等も商店街と連名で応募できる。

自薦・他薦は問わず、これまで中企庁から「元気のある商店街」「がんばる商店街」に選ばれたことのある商店街も、新たな取り組みやその後の発展事例なら対象となる。

審査のポイントは、地域内外の多様な人材と連携しているか、地域の現状や課題を分析できているか、地域の資源・個性を生かした特色がある取り組みか、継続的・発展的に取り組みを実施できるような事業性を確保しているか、など。有識者らによる書類審査と2次審査のヒアリングをへて、10者程度を選定。2026年7月中旬に表彰式（結果公表）を予定する。

詳細は、中企庁のサイト（QRコード）で。

締め切りは11月28日。

まちづくり研修 参加者を募集

◇

中小企業庁は、まちづくりの基礎知識から先駆的な事例まで幅広く学べる人材育成事業「マチスタート」の参加者を募集している。

対象は、商店街関係者、まちづくり会社職員など。所属・役職は問わない。

受講方法は、①オンライン研修（12月上旬、複数回開催、各回午後5時から6時半）②オンライン研修＋宿泊研修（2026年2月18日から20日）から選ぶ。

参加費・宿泊費は無料（通信料、移動交通費は自己負担）。

申し込み受付は10月31日まで。詳細は中企庁のサイト（QRコード）で。

東京都の最低賃金 63円引き上げ 10月3日から

東京都の最低賃金（時間額）が63円上がり、10月3日から1226円になった。

この引き上げ額と引き上げ率（5・42％）は昨年を上回るもので、過去10年間の最大を更新した。

東京都最低賃金は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性別、国籍および年齢の区別なく、都内事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金法では、最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、50万円以下の罰金が科せられる。

なお、厚生労働省では、最低賃金および賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため生産性向上等を目指す、「賃上げ」支援助成金パッケージで支援している。また、委託事業として、賃金引上げや非正規労働者の処遇改善、人手不足の緩和等の取り組みを支援する「東京働き方改革推進支援センター」を開設。専門家による相談対応や出張相談会・セミナー等を実施している。

詳しくは、東京働き方改革推進支援センター（☎0120・232・865）へ。

◇

東京労働局ではこのほど、東京都最低賃金の改正を広く周知するための広報用動画「東京都最低賃金改正のお知らせ」を作成し、ユーチューブにアップした（QRコード）。

賃金の〝ちん〟にかけたイヌの「狆（ちん）」をキャラクター化した「さいちん犬」が疾走したり、プロペラ機に乗ったりしながら最低賃金が変わることをユーモラスにPRしている。

広報動画で周知も

各区市振連・区市商連会員様

お願い

商店街（会）の新聞送付先の変更（理事長・会長の交代など）があった場合は下記までご一報ください

東京都商店街振興組合連合会 広報課
Fax：03-3542-0236 または
Mail：news@toshinren.or.jp

駐輪は指定の場所へ

10月22日からキャンペーン

今年も10月22～31日まで、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施される。東京都と区市町村が放置自転車問題を広く都民に訴えるため、警視庁や鉄道会社など関係機関と相互に協力して対策を推進している。東京都商店街振興組合連合会も構成団体として参画している。

都ではキャンペーンの周知を図るため、ポスターとリーフレットを作成した。関係機関・団体等に掲示および配布を依頼するとともに、広報紙や機関紙、ホームページへの掲載も呼びかける。

また、アニメーション広報動画を各種SNSや街頭ビジョンで放映する。報道関係への情報提供も行い、放置自転車の実態やキャンペーン内容を都民へ伝えるよう働きかける。

このほか、地域や参加団体の実情に応じて広報車の運行、パレードの実施、横断幕の掲出、駅構内・車内放送でのPRなどを行う。

東京都の調査によると、2024年度の駅周辺における自転車、原動機付自転車および自動二輪車の放置台数は、前年度より637台減の1万6042台だった。うち、自転車のみの放置台数は598台減の1万4876台となり、東京都自転車安全利用推進計画で設定した「2025年度中に1万5千台以下」という目標を1年前倒しで達成した。

しかし、自転車等の放置は歩行者や緊急車両等の通行を妨げ、街の景観も損なう要因ともなるため、依然として重要な課題となっている。東京都は今後も引き続き目標を達成できるよう、駅前放置自転車を減らす取り組みを推進していく。

警察庁 自転車ルール本 公表

警察庁は9月4日、「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―自転車ルールブック」を公表した。

2026年4月1日から自転車の交通違反に対しても自動車・オートバイと同様に反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰は科されない、いわゆる「青切符」による取り締まりが始まることを受けたもの。

自転車が絡んだ事故は、対自動車では減少傾向にあるものの、それでも昨年は5万件を超えて発生しているほか、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反がある、というデータも。

警察庁によればルールブックの作成は、①「青切符」による取り締まりという制度改正には、このような背景があることを広く理解してもらう②同時に安全・安心な自転車利用に役立ててもらう――ことが目的だという。

このルールブックは、警察庁の公式サイト（QRコード）で見られる。

中小小売商業活性化フォーラム
都市を読む
基調講演
～東京の商店街、魅力の再発見～
参加無料
申込締切 11/10(月)
定員 先着順150名
開催場所 神田明神ホール
第1部 13:30~14:30
基調講演 ※後日YouTubeにて録画配信
江戸東京歴史文化のフィールドワークのパイオニアにして第一人者の建築史家・陣内秀信氏をお迎えし、世界的な視点で見た、東京の商店街の役割と魅力についてお話しいただきます。
ブラタモリでおなじみの
登壇者 建築史家 陣内 秀信氏
第2部 14:45~16:15
第20回東京商店街グランプリ
開催日 令和7年 11/17(月)
開場 12:45 開演 13:15
お問い合わせ先 (公財)東京都中小企業振興公社 経営戦略課
03-5822-7237 shonin@tokyo-kosha.or.jp
東京都産業労働局
公益財団法人 東京都中小企業振興公社